

## (案)

# 電力受給契約書（長期継続契約）

いわき市（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇[登録番号：〇〇〇〇]（以下「受注者」という。）は、南部清掃センターで発生する余剰電力の売却について、次のとおり契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 発注者および受注者は、次の施設から発生する余剰電力の有効利用と円滑な電力受給を図ることを目的とし、次条以下に定めるところにより電力の受給を行う。

施設名 南部清掃センター

施設場所 いわき市泉町下川字境ノ町 地内

### （受給電力）

第2条 発注者は、南部清掃センターから発生する余剰電力のうち、発注者が消費する電力を除いた電力を供給し受注者はこれを受電する。（以下「受給電力」という。）

2 受給電力は環境価値を含むものとする。

### （受給電力期間）

第3条 供給期間は、令和6年4月1日0:00から令和8年3月31日24:00までとする。

### （契約単価）

第4条 契約単価は下表のとおりとする。

電力量料金単価 1キロワット時につき	夏季平日昼間	円 銭
	その他季平日昼間	円 銭
	夜間及び休日	円 銭

単価は消費税及び地方消費税は含まないものとする。

※「夏季」とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、その他季とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。また、「平日昼間」とは休日等を除く日の午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間及び休日」とは夏季及びその他季の平日昼間帯を除く時間をいう。なお、「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいう。

2 電力量料金の単位は1円とし、小数点以下は切り捨てとする。

(受給地点、設備定格出力、契約電力、電気方式、周波数、標準電圧および力率)

第5条 この契約による電力の受給地点、設備定格出力、契約電力、電気方式、周波数、標準電圧および力率は次のとおりとする。

- (1) 受給地点 福島県いわき市泉町下川字境ノ町63-1
- (2) 設備定格出力 3,500 キロワット
- (3) 契約電力 2,500 キロワット
- (4) 電気方式 交流3相3線式
- (5) 周波数 50 ヘルツ
- (6) 標準電圧 60,000 ボルト
- (7) 力率 85 パーセント以上

(契約保証金)

第6条 発注者は、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第136条第4項第4号の規定に基づき受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

(権利義務の譲渡)

第7条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第8条 発注者及び受注者は、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約の終了後又は契約の解除後においても同様とする。

(受給電力量の増減)

第9条 受給電力量は、予定売電電力量を上回り、又は下回ることができる。なお、この場合、契約単価の変更は行わない。

(計量及び確認)

第10条 毎月の受給電力量の計量は、計量器を介して一般送配電事業者が行うものとする。受注者は、一般送配電事業者より当該受給電力量の通知を受けたのち、速やかにその結果について発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、契約の履行を確認するための検査を完了しなければならない。

3 発注者の取引用電力量計に故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、発注者は直ちに受注者にその旨を連絡するものとし、当該期間中の受給電力量の算定は、その都度発注者と受注者が協議して決定するものとする。

(料金の請求及び支払)

第 11 条 発注者は、第 4 条により算定された料金から発電側課金額を差し引いた料金を、翌月 14 日までに受注者に請求し、受注者は翌月 28 日（28 日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに発注者に支払うものとする。ただし、請求日が 14 日以降の場合は、請求日から起算して 14 日以内に支払うものとする。

2 発電側課金は、第 4 条により算定された料金と相殺清算することを原則とする。ただし、特段の理由があった場合、発注者と受注者にて協議により決定するものとする。

(支払遅延利息)

第 12 条 発注者は、受注者が自己の責に帰すべき事由により、前条の期間内に料金を支払わないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の支払を受注者に請求することができる。

(契約単価の変更)

第 13 条 受給期間内に経済事情の激変又は予期することのできない異常の理由の発生に基づき、契約単価が著しく不相当であると認められるときは、双方協議の上、当該契約単価を変更することができる。

(バイオマス比率の通知)

第 14 条 発注者は、いわき市南部清掃センターにおいて、発電に用いた燃料のうち「再エネ特措法」に定めるバイオマス燃料の比率について、「再エネ特措法」の定めに従い算定し、毎月第 10 条の受給電力量の確認検査の結果にあわせて受注者へ報告するものとする。

2 発注者のバイオマス燃料の比率の受注者への報告が前項に拠り難い場合は、別途協議とする。

(損害賠償)

第 15 条 受注者は、自己の責に帰すべき事由により電力供給の停止等のため発注者に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の電力受給の処理が不相当と発注者が認めたとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。
- (4) 受注者がいわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年 2 月 22 日制定) 第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者と認められるとき。

#### (違約金)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として当該日から契約期間満了までの予定売電電力量に第 5 条に定める契約単価における電力量料金単価を乗じて得た額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

#### (談合その他不正行為による解除)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第 1 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

#### (賠償の予約)

第 19 条 受注者は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、発注者が事実を知った日からこの契約による契約期間満了までの予定売電電力量に第 5 条に定める契約単価にお

ける電力量料金単価を乗じて得た額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号又は第 2 号のうち、命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合
- (2) 前条第 1 項第 3 号のうち、受注者に対して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

(契約の変更)

第 20 条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要になったときは、発注者と受注者で協議の上、変更することができる。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第 21 条 この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であり、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算について減額又は削除があった場合には、発注者は、当該契約を変更し、又は解除することができる。

(補則)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定める。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 氏名 いわき市  
いわき市長 内田 広之 印

受注者 住所  
氏名 印